

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部農林政策課
委託業務番号	令和4年度 長農林第2号
委託業務名称	長浜市農林水産資源活用・流通拡大促進事業委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	本事業は、本市の農山漁村に存在する農林水産資源(生産物、体験事業等)を活かし、新たな商品開発や商品力強化、及び販路開拓等を推進し、本市の1次～3次産業従事者の経営安定化や若者・女性等従事者の増加、及び商品を通じた地域や人とのつながりによる交流・関係人口の創出等に繋げる支援体制を構築するものです。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	金4,000,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市田村町1281番地8 [商号又は名称] 一般社団法人バイオビジネス創出研究会
契約相手方の選定理由	<p>本事業は、農林水産資源(生産物、体験事業等)や人材等の地域資源の価値を最大限に高め、地域内経済循環を生み出すことができる地域商社機能を実現することにより、地域経済の持続的発展を目指すものです。本事業の遂行に必要な条件は、①地域商社機能(資源発掘、商品企画・開発、地域プレーヤー同士のマッチング、小売、情報発信、地域づくり等)のいずれかを有し、主体的に活動できること、②地域資源を活用した新たな価値の創出や、地域課題を事業で解決するノウハウを有すること、③農林水産資源を活用した商品開発や販路開拓等の支援実績を持つこと、④市内の農林水産事業者や加工事業者等とのネットワークを有し、その実情や人材に詳しいこと、⑤補助金等の獲得支援や起業支援の実績を有することです。</p> <p>また、本事業の推進にあたっては、地域内の複数の事業者と連携・協力し、それぞれのノウハウを結集することで、地域資源の新たな価値を創出することとし、その中核を担える組織が必要となります。</p> <p>(一社)バイオビジネス創出研究会は、地域の社会問題解決のため、事業者等の支援施策の策定や、実行支援が可能なことに加え、これまでから当課の6次産業化推進事業の受託等、農業資源の活用に関する実績やノウハウを有しています。また、起業支援の実績も多く有し、地域資源(ヒト・モノ・コト)の情報収集力を持つと共に、起業化支援施設の指定管理も行っていることから、付随的に幅広く事業者(プレーヤー)や支援者(専門家やコーディネーター人材)のネットワークも有しています。</p> <p>このように、主体的に地域商社機能を担える法人等は他になく、また当該法人が培ったノウハウやネットワークを持つ組織も他に存在しないことから、本事業の委託契約先として、当該法人を選定したものです。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>